

日本製鉄健保発第 2019-1436 号
令和 2 年 3 月 30 日

被保険者の皆様へ

日本製鉄健康保険組合
給付グループ

事業所窓口の在宅勤務による「限度額適用認定証」
及び「特定疾病療養受療証」交付の緊急対応について

平素より、当健康保険組合の事業運営にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業所窓口の方も在宅勤務の対象となり、日常的に受付業務が出来ないケースも出てきているようですので、そういった事情に限り、一部の証交付につきましては、緊急的に下記の対応とさせていただきます。

記

- 【対象となる証】
1. 限度額適用認定証(非課税の減額認定証を含む)
 2. 特定疾病療養受療証
- 【対応期間】 令和 2 年 3 月 30 日(月)から 4 月 10 日(金)受付まで
- 【対応内容】 事業所窓口を介さず、直接健康保険組合へ申請可能です。
原則、申請書原本を健康保険組合へ送付頂くこととなりますが、外出できない場合を考慮し、一旦、FAX、PDFでも受付致します。
但し、申請書の原本は、必ず健康保険組合へ送付してください。
- 【留意事項】
1. 今回、対象となるケースは、事業所窓口が在宅勤務により日常的に受付ができない場合に限ります。事業所窓口が、通常通り受付業務を行っていただければ、必ず、事業主窓口経由で申請してください。
 2. 今回の対応においても、限度額適用認定証については遡っての申請はできません。(過月分の申請は不可)
 3. 万が一、新型コロナウイルス感染症収束の見通しが立たなければ、対応期間を延長することもあり得ます。

以 上